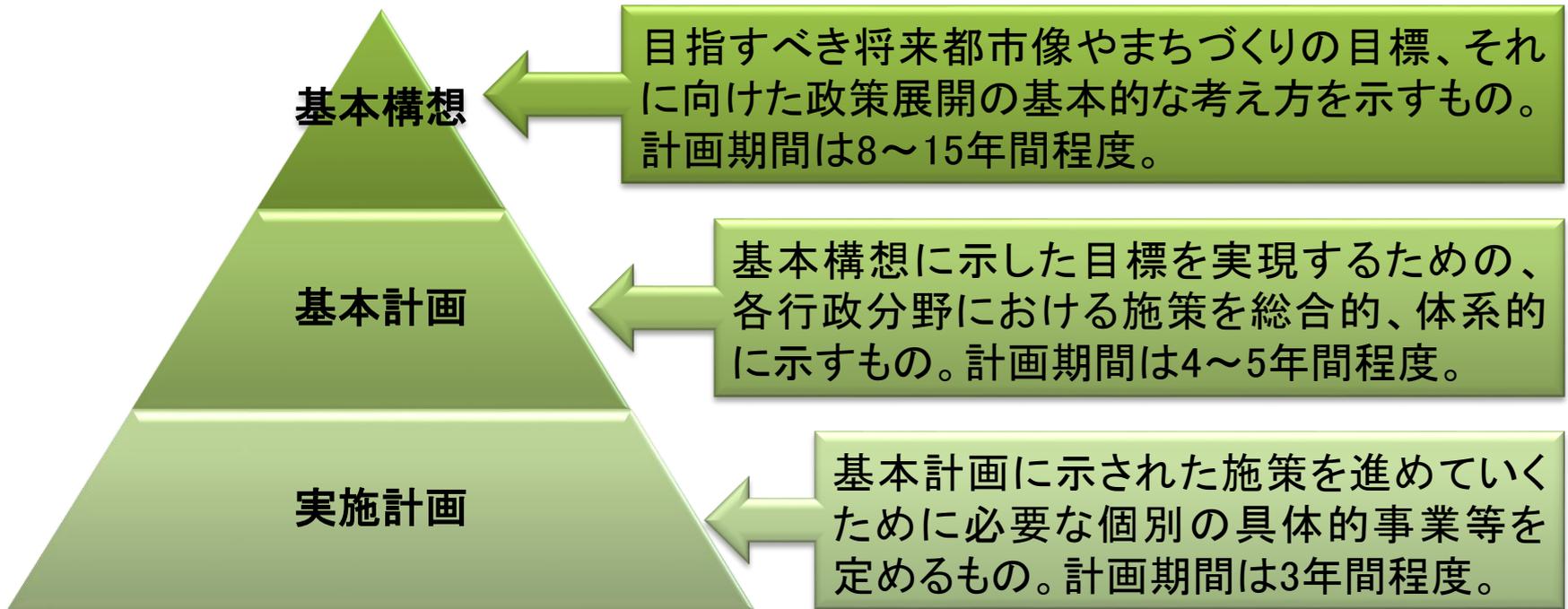


総合計画について

総合計画は、地方自治体が目指すまちの将来像を掲げ、その実現のための施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていくための指針となるもの。**自治体が策定する全ての計画の基本となる。**一般的に、基本構想とこれに基づく基本計画および実施計画からなるものが多い。

一般的な総合計画の構成



小諸市総合計画の計画期間

➤ 第5次基本構想：12年間

⇒ 平成28年(2016年)から令和9年(2027年)

➤ 第11次基本計画(中期)：4年間

⇒ 令和2年(2020年)から令和5年(2023年)



小諸市総合計画の『策定目的』

➤ **基本構想**: 地域と行政の課題の共有→協働

⇒「市の将来像」や「その実現に必要な方策」について、多くの市民の皆様と一緒に考え、共有し、その実現に向けて協働して取り組むため

⇒ 小諸市自治基本条例の実践

➤ **基本計画**: 行政マネジメント

⇒ 基本構想の役割分担のうち行政が担うもの

⇒ 行政の責任範囲

小諸市総合計画の『対象範囲』

➤ 基本構想:「地域を対象とした計画」

⇒ めざすべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示す

➤ 基本計画:「行政を対象とした計画」

⇒ 基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示す

➤ 計画期間:首長任期との整合

⇒ 基本構想:12年間 基本計画:4年間かつ計画策定年度を初年度とする

小諸市総合計画の『計画内容』

➤ 基本構想：地域の目標

- ⇒ 目標を達成するための「めざそう値」の設定
- ⇒ 市民、市民活動団体、区、事業者、市役所の目標である
- ⇒ 役割分担＝市民、市民活動団体、区、事業者、市議会、市役所の役割
- ⇒ 予算の範囲外の事項も含まれる

➤ 基本計画：行政の目標

- ⇒ 基本構想のうち市役所の役割を具体化したもの
- ⇒ 政策＝基本構想の市役所の役割　施策＝具体的な手段
- ⇒ 市長マニフェストを施策・事業へ落とし込む
- ⇒ 市役所が行うことが書かれる

➤ 各主体が基本構想、市役所が基本計画を推進する

- ⇒ 各主体は基本構想、市役所は基本計画の達成に責任を持つ

小諸市総合計画の『策定プロセス』

➤ **基本構想**: 多様な住民・団体が主体的に策定

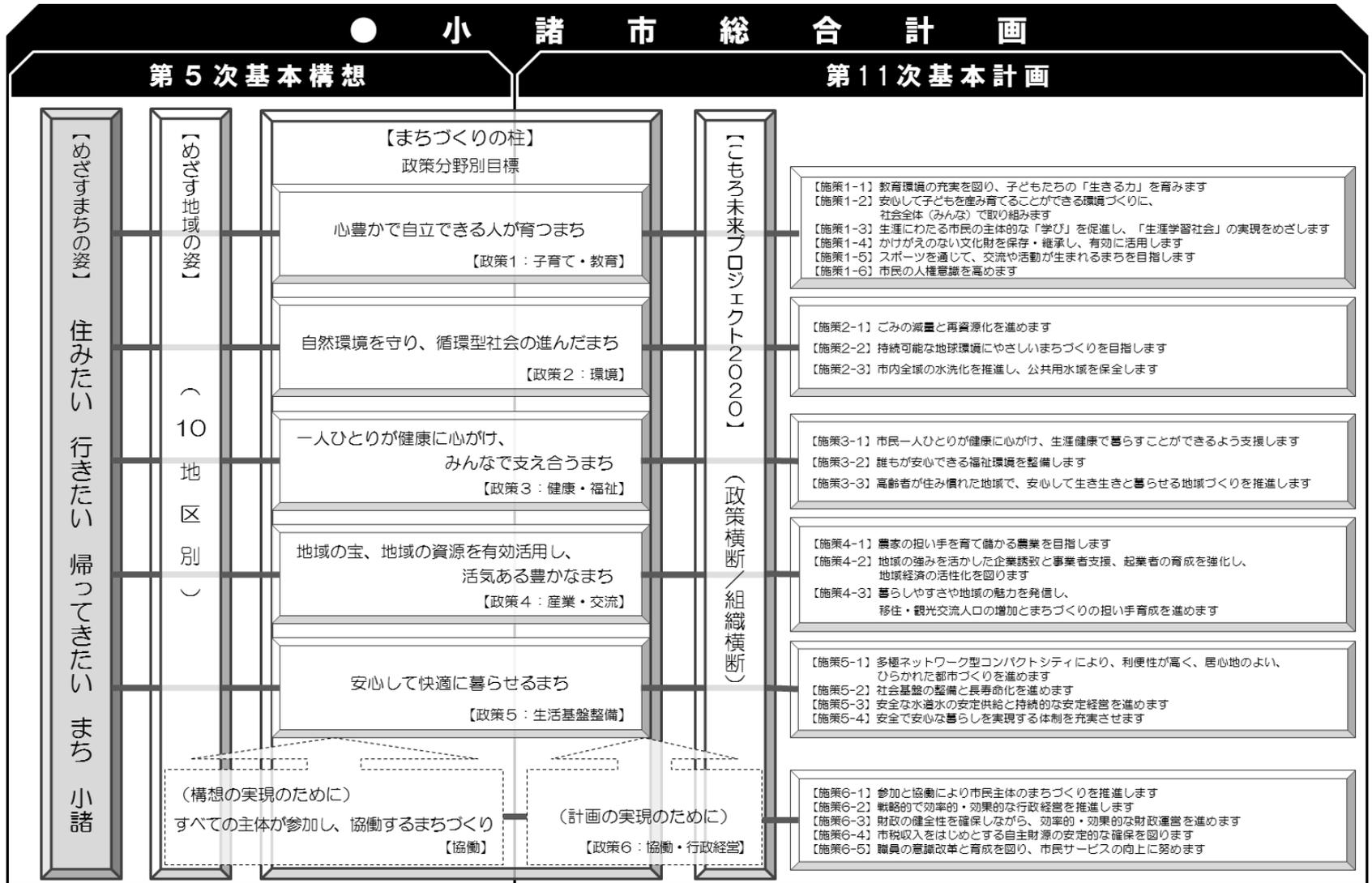
⇒ 「総合計画審議会、地区懇談会、市民会議」といった多種多様な場で様々な市民、団体の参画のもと、めざそう値や役割分担を設定

➤ **基本計画**: 行政が主体的に策定

⇒ 基本的に市役所内部で素案を作成し、総合計画審議会への諮問・答申や市議会での議決により承認を受ける

小諸市総合計画の『計画体系』

◎小諸市総合計画
「第5次基本構想・第11次基本計画」体系図



小諸市総合計画（基本計画）の『運用方法』

➤ 財政運営の基本的な考え方

⇒ 財政を維持していくための最低限の基準を「財政運営の基本的な考え方」とし、行財政運営を行う。

➤ 基本計画と予算の連動

⇒ 予算編成の前提として、基本計画（実施計画）の評価、改善策の検討、計画内容の見直しを行う。小諸市は「計画・評価」と「予算」を連動して行っている。

➤ 審議会と議会が計画の進捗を毎年度チェック

⇒ 成果説明書＝基本計画の評価結果と改善策

⇒ 審議会や議会における議論で納得を得る（アカウンタビリティ）